

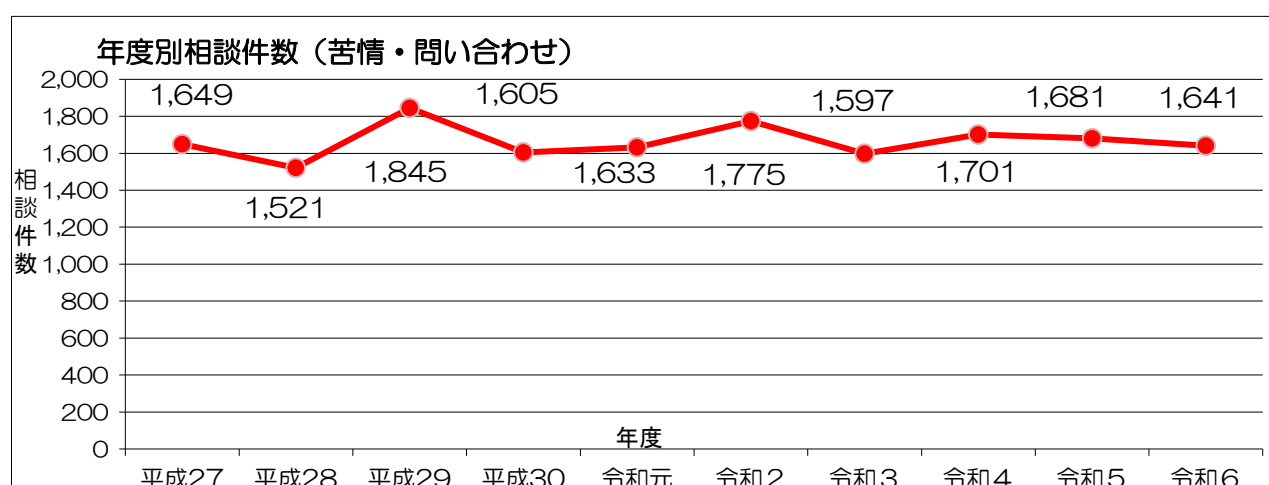
令和6年度 四日市市の消費生活相談窓口における相談概要

四日市市では、市民の安全・安心な消費生活を実現するために、消費生活相談を実施して、問題解決のための助言や支援、情報提供を行っています。

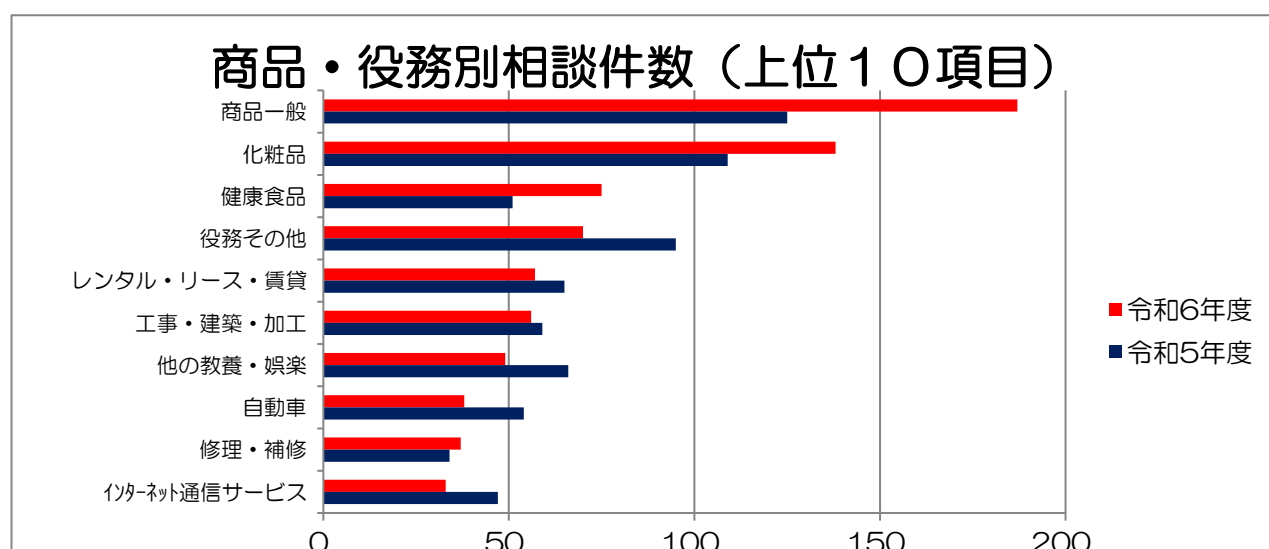
令和6年度消費生活相談窓口における相談概要については、以下のとおりです。

1. 相談件数について

令和6年度に、四日市市消費生活相談窓口が受け付けた相談件数は1,641件で、令和5年度の1,681件に比べて40件の減少となっています。



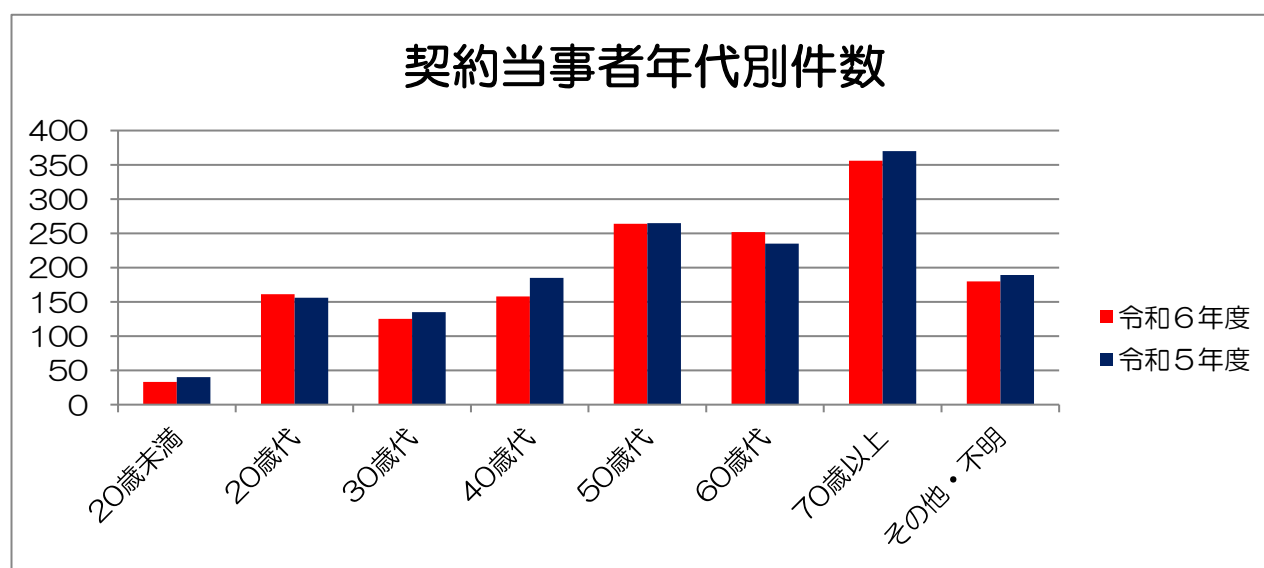
2. 商品・役務別相談件数について



商品・役務別相談件数では、「商品一般」の相談が187件で最多となりました。「商品一般」は架空請求や商品が特定できない相談を指し、令和5年度（125件）より50%増加しました。主な相談内容は、不審な電話・メールや請求、身に覚えのない荷物が届いたといったものでした。

続いて、「化粧品」が138件となり、令和5年度（109件）より27%増加し、さらに、「健康食品」が75件となり、令和5年度（51件）より47%増加しました。これは、インターネット通販における定期購入に関する相談が多く、各年代から広く相談が寄せられています。

3. 契約当事者 年代別件数について



令和6年度の20歳未満の相談件数は、令和5年度（40件）より18%減少し、33件となる一方、60歳代の相談件数は、令和5年度（235件）より7%増加し、252件となりました。

20歳未満に関しては、オンラインゲーム等においてクレジットカードで課金する「インターネットゲーム」が依然多い状況となっています。

また、60歳代以上の相談は全体の40%を占め、依然として多くの相談が寄せられています。相談内容としては、「商品一般」に関する相談が多く、「他の健康食品」、「化粧クリーム」等の定期購入に関する相談、携帯電話やスマートフォン等の「携帯電話サービス」に関する相談も上位となっています。

4. 契約者年代別の相談内容と相談件数（上位 10 項目） ※その他不明は除く

	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上	
	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
1	インターネットゲーム	17	商品一般	18	賃貸アパート	15	商品一般	13	商品一般	34	商品一般	42	商品一般	58
2	商品一般	4	縫ぐるみ	9	他の内職・副業	7	賃貸アパート	6	他の健康食品	18	他の健康食品	17	他の健康食品	25
3	普通・小型自動車	2	医療サービス	8	工業・建築サービス	5	修理サービス	6	化粧クリーム	15	化粧クリーム	16	化粧クリーム	15
4	紳士・婦人洋服	1	役務その他サービス	7	役務その他サービス	5	ファンド型投資商品	6	ファウンデーション	8	修理サービス	8	携帯電話サービス	13
5	乳液	1	脱毛エステ	6	商品一般	4	化粧クリーム	5	フリーローン・サラ金	8	乳液	7	新聞	12
6	歯みがき粉	1	賃貸アパート	5	普通・小型自動車	4	光ファイバー	5	賃貸アパート	7	携帯電話サービス	7	修理サービス	11
7	モバイル専用端末機器	1	ビジネス教室	5	新築工事	4	紳士・婦人洋服	4	医療サービス	7	紳士・婦人用バッグ	6	屋根工事	8
8	修理サービス	1	他の娯楽等情報配信サービス	4	医療サービス	4	フリーローン・サラ金	4	普通・小型自動車	6	プロパンガス	4	電気	7
9	国内手配旅行	1	外食	4	金融コンサルティング	3	金融関連サービスその他	4	修理サービス	6	ファウンデーション	4	プロパンガス	6
10	コンサート	1	他の内職・副業	4	他の健康食品	2	役務その他サービス	4	教養・娯楽サービスその他	6	金融関連サービスその他	4	ファウンデーション	6

- ・令和6年度は、「商品一般」が30歳代を除くすべての年代で相談内容の上位に入りました。
- ・「役務その他サービス」は、高額なサポート契約等に関する相談が主な内容になります。
- ・定期購入に関する相談は、幅広い年代で相談内容の上位に入っています。

なお、相談内容別では、「化粧クリーム」、「乳液」、「他の健康食品」、「ファウンデーション」等が定期購入に関する相談に該当します。

5. 主な相談事例（参考）

【相談事例】 商品一般

クレジットカードで利用した覚えがない請求があった、対処法を知りたい。

【相談事例】 役務その他サービス

SNS をきっかけに高額な副業サポート契約をした。代金は借金をして支払ったが、全く儲からないため、解約したい。

【相談事例】 賃貸アパート

賃貸アパートを退出する際、原状回復費用が高額であったため、納得できない。

【相談事例】 他の健康食品

スマホの SNS 広告からダイエットサプリをお試し定期購入した。体質に合わず解約したいが、販売会社に連絡が取れない。

【相談事例】 修理サービス

自宅のリフォームを訪問販売で契約をしたが、現状、リフォームは不要であるのでクーリング・オフしたいができるのか。

【相談事例】 新聞

訪問販売で新聞の勧誘を受け、断り切れずに 1 ヶ月間の購読契約をしてしまった。クーリング・オフできるのか。

【相談事例】 普通・小型自動車

店舗にて中古車を購入契約した。ローンの審査がとおり納車されたが、支払いが厳しいと分かり、契約をキャンセルしたい。

【相談事例】 携帯電話サービス

スマホの機種変更をした際、利用料金が安くなると説明を受けたが、以前よりも利用料金が高くなり、納得できない。

【相談事例】 インターネットゲーム

未成年の子供が、オンラインゲームで親のクレジットカードを勝手に使い、課金していた。高額課金になっているようだが、取り消しできないか。

消費生活に関するご相談は

四日市市役所（1 階） 市民・消費生活相談室

・相談専用電話：059-354-8264

・受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00 と 13:00～16:00